

- 1 飼育しているアユに冷水病の疑いのある症状が現れたり死亡が発生した場合には、そのアユを飼育施設内の水槽等から取り除くとともに、各都道府県の魚病診断機関（水産試験場等）に診断を依頼し、検査結果がでるまでアユの移動、出荷は行わない。



- 2 水槽等から取り除いた、冷水病にかかっている、あるいは疑いのあるアユは、病気が広がらないように焼却等によつて的確に処理する。



もし、アユ冷水病が発生したら



- 3 冷水病にかかっている、あるいは疑いのあるアユの除去、処理に用いた網等は、使用后直ちに消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）で消毒する。



- 4 アユ冷水病には、加温（水温28℃以上）処理と水産用医薬品（スルフィンゾールナトリウム）の投薬を併用した治療が有効。治療後は検査を行い、陰性であることを確認する。



- 5 冷水病の治療に水産用医薬品を使用する場合は、用法・用量及び休薬期間を守る。

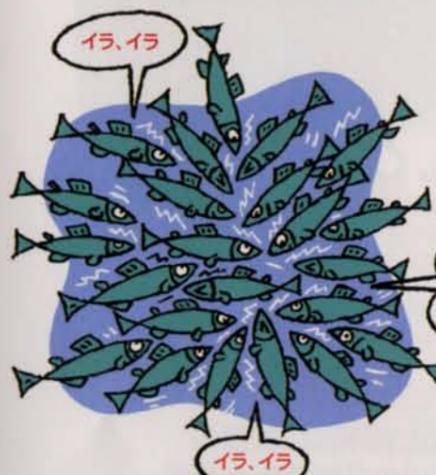
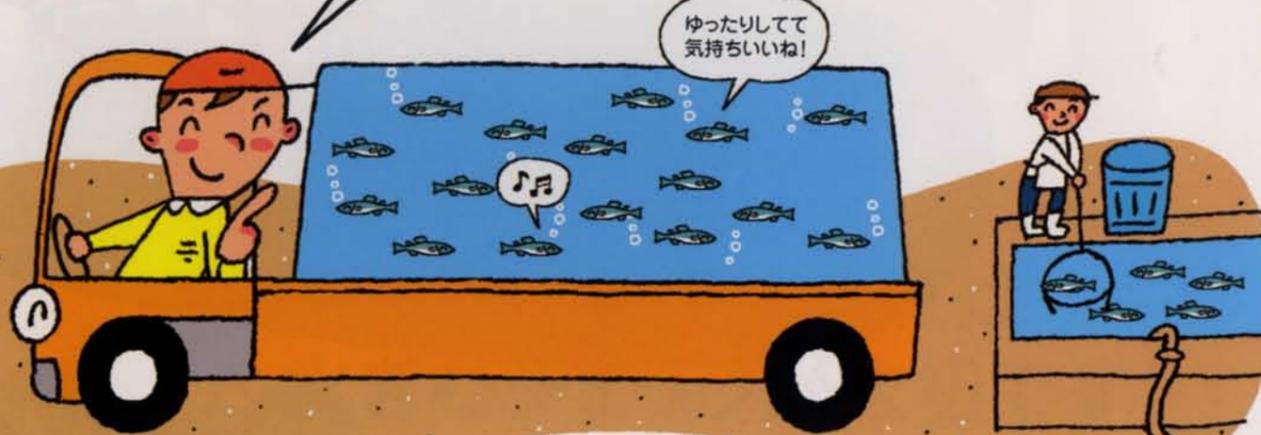
## 輸送時のアユ冷水病対策のポイント!

- 1 アユを飼育池から輸送用水槽に移すときは、急激な水温変化を避ける。



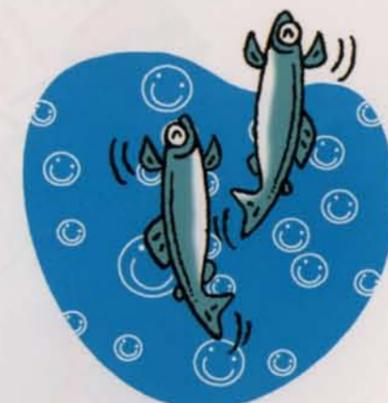
- 2 輸送用水槽及びアユ取り上げに使用する用具等は使用前後に消毒する。

アユにストレスを与えないことが大切です!



- 3 輸送時の種苗の収容密度は可能な限り低くする。

4



- 5 輸送時は水温や溶存酸素の管理を徹底する。